

かながわDV防止・被害者支援プランの評価について

1 かながわDV防止・被害者支援プランについて

位置づけ：配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）第2条の3に規定された、県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画

男女共同参画社会基本法第14条に基づく「かながわ男女共同参画推進プラン（第4次）」における、配偶者等からの暴力防止及び暴力被害者への支援を重点的に推進するための計画

計画期間：2019年度から2023年度までの5年間

進行管理：2021（R3）年度以降は、かながわDV防止・被害者支援プランの重点目標ごとの主要な取組実績について取りまとめ、神奈川県男女共同参画審議会から評価をいただくとともに、それらの結果を公表します。

数値目標を5つ設定していますが、うち4つは「県民ニーズ調査」における数値をもとに設定しているため、5年に一度、プラン改定時に調査結果を公表します。

評価：2018（H30）年度以前 実績及び評価について非公表

2020（R2）年度：2019（R元）年度実績の評価→コロナ禍を受け延期
2021（R3）年度：2019（R元）及び2020（R2）年度実績の評価を実施

2 今回の評価方法について

現在、全庁をあげてコロナ禍に対応していることから、業務負担軽減のため、次の部分を簡略化して評価していただきます。

項目	今回の評価方法	（参考）2018（H30）年度以前
対象年度	2019（R元）及び2020（R2）実績の2か年分をまとめて評価していただきます。	実績及び評価について非公表
公表時期	3月に実績及び評価を公表します。	
県の一次評価	実施しません。	
男女審のご意見	全てのご意見を関係課に共有します。また、ご意見は集約して公表します。	
各取組の事業計画	事業計画は記載せず、2019（R元）及び2020（R2）の事業実績のみを記載します。	